

令和6年度 第10回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和6年度第10回農業委員会総会日程表

日時 令和7年1月7日(火) 午後1時30分～  
場所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載申請について
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第10 議案第8号 非農地判断について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道)の用途廃止について

### 出席委員(17名)

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将  |         |         |         |

### 出席農地利用最適化推進委員(24名)

- |       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 |
|-------|-------|--------|--------|

5 高橋 忠明	6 佐藤 保之	7 宇高 勉	8 鎌倉 静夫
9 竹本 正行	10 喜井 仁志	11 村上 紘一	12 石川 繁
13 紀井 正明	14 受川 清男	15 三好 昇	17 鈴木 一郎
18 伊藤 浩一	19 萩尾 博	20 高橋 秀典	21 越智 寧
22 近藤 良啓	23 河村 嘉男	24 竹内 正篤	25 鈴木 敏也

欠席委員（1名）

17 寺尾 悟志

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

16 合田 篤夫

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅 栄一 次 長 石川みちる  
係 員 藤田 兼 弥

第10回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年1月7日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

10番 河村 委員、11番 坂上 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年11月25日解約。

番号2の案件については、令和6年12月2日解約。

番号3の案件については、令和6年12月10日解約。

番号4の案件については、令和6年12月8日解約。

番号5の案件については、令和6年12月16日解約。

番号6の案件については、令和6年12月14日解約。

番号7の案件については、令和6年12月13日解約。

番号8の案件については、令和6年12月15日解約。

以上、8件の解約通知がありましたので報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲と里芋の栽培を予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため

申請するもので、許可後は水稲の作付を予定しています。

番号4の案件について、受人は適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月12日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。申請地は狭小ですが、受人の所有農地に隣接し、一体的に利用するため申請するもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号8の案件については、贈与による所有権移転です。申請地は狭小ですが、受人の所有農地に隣接し、一体的に利用するため申請するもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号9、番号10、番号11の案件については、受人が同一法人であるため一括して説明いたします。

受人は適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の水耕栽培を予定しています。

番号12の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲の作付等を予定しています。

番号13の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜と果樹の栽培を予定しています。

番号14の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲の作付を予定しています。

番号15の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月22日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜や柑橘の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月12日にヒアリングと現地確認を行いました。申請地は自宅の隣にある利便性のよい農地であり、農作業については、家族で家庭菜園を行っており、耕作能力は保持しています。作物は、自家消費用の野菜の栽培を考えています。農機具は、管理機、噴霧機を所有、従事日数や地域の水路清掃等への参加や役割を行うことを確認し、継続して農作業への意欲を感じ取れましたので問題ないと思います。なお、規模の拡大につい

ては考えていません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 11番

委員 異議ありません。

議長 12番

委員 異議ありません。

議長 13番

委員 異議ありません。

議長 14番

委員 異議ありません。

議長 15番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月22日にヒアリングと現地確認を行いました。申請地は自宅の隣にある利便性のよい農地であり、農作業については、申請者は幼少期から農業の手伝いをしていて、母は家庭菜園をしており、作

物は、自家消費用の野菜や柑橘を考えています。農機具は、耕運機、管理機、草刈り機、噴霧機等を所有しています。従事日数や地域の水路清掃の参加や役割を確認しました。規模の拡大は考えてはいません。今後も継続して野菜や柑橘の栽培をするとのことです。

議長 ほかにも、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号2については、河村委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、河村委員の退席を求めます。

(河村 嘉男 推進委員退席)

議長 議案第1号中、番号2、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号2は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 河村委員の入室を許可いたします。

(河村 嘉男 推進委員 入室・着席)

議長 河村委員に報告します。河村委員関連案件の番号2については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議長 採決を続けます。議案第1号中、番号2以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は現在、夫婦、子供、孫と居住していますが、孫の成長に伴い手狭になったため、子供家族との別居を考え、申請地において一般個人住宅を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について説明いたします。

自ら耕作する他の農地の保全・利用増進のため必要な進入路等を設置する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号2の関連案件です。関連案件である申請地に子供が住宅を建築予定で、申請者は、その南側に農地を所有していますが、トラクター等の進入に苦慮するため、所有する農地への進入路としての届出です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤田 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は11件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在借家住まいですが、将来を見据えて、生活環境が整った申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、生活環境の整った申請地を渡人である父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は土木工事業を営む法人で、近隣での作業現場から発生する汚泥を自然乾燥し、一般建設残土として処理するための用地が必要であるため、申請地を借り受けての汚泥置場建設で、申請地は農振農用地ですが、例外許可事由である「一時的な転用」であり、工事完了後は速やかに農地に復元する計画書が提出されていることから、一時転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は現在借家住まいですが、将来を見据えて、生

活環境が整った申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は土木建築請負業を営む法人ですが、今般、資材置場及び駐車場が慢性的に不足しており確保が急務となったため、申請地を譲り受けての露天資材置場及び露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、生活環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は特別養護老人施設を営む法人ですが、現在運営している施設の老朽化に伴い建て替えが必要となったため、近傍地でより交通利便性の高い申請地を譲り受けての特別養護老人施設建設で、本件は一体利用地を含めて3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市・都市計画課において審査されております。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号8と番号9の案件については、関連案件であるため一括で説明いたします。受人は、申請地に隣接する住宅にそれぞれ居住しているきょうだいですが、お互いの家族や来客用の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての駐車場建設及び宅地拡張で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10の案件について、受人は不動産業を営んでいますが、利便性の良い同

地域での住宅地の要望が多いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号11の案件について、受人は遊技場経営を行う法人ですが、今般、店舗の増築に伴い、現在利用している申請地隣接の駐車場だけでは不足するため、申請地を借り受けての駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番  
委員 異議ありません。  
議長 9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番  
委員 異議ありません。  
議長 11番  
委員 異議ありません。  
議長 ほかに、質疑はありませんか。  
委員 「特になし。」との声  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
委員 (挙手全員)  
議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。  
議長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。  
議長 議案の説明を求めます。 藤田 係員  
藤田 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。  
番号1の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号2の案件については、3年間の使用貸借です。  
番号3の案件については、10年間の賃貸借です。

番号4の案件については、10年間の賃貸借です。  
番号5の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号6の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号7の案件については、4年間の使用貸借です。  
番号8と9については関連案件のため、まとめて説明します。番号8については、申請地を農地中間管理機構へ5年間貸し付けを行い、番号9については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。  
番号10と11についても同様に、7年間の使用貸借です。  
番号12と13についても同様に、5年間の使用貸借です。  
番号14と15についても同様に、5年間の使用貸借です。  
番号16の案件については、10年間の賃貸借です。  
番号17の案件については、6年間の使用貸借です。  
番号18の案件については、5年間の使用貸借です。  
番号19の案件については、10年間の使用貸借です。  
番号20から27の案件については、再設定ですので説明は省略します。  
以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番  
委員 異議ありません。  
議長 5番  
委員 異議ありません。  
議長 6番  
委員 異議ありません。  
議長 7番  
委員 異議ありません。  
議長 8番と9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番と11番  
委員 異議ありません。  
議長 12番と13番  
委員 異議ありません。  
議長 14番と15番  
委員 異議ありません。  
議長 16番  
委員 異議ありません。  
議長 17番  
委員 異議ありません。  
議長 18番  
委員 異議ありません。  
議長 19番  
議長 番号20から27番の再設定について質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 20 と番号 21 については、則友委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、則友委員の退席を求めます。

(則友 祝幸 委員退席)

議 長 議案第 5 号中、番号 20 と番号 21、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、番号 20 と番号 21 は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 則友委員の入室を許可いたします。

(則友 祝幸 委員 入室・着席)

議 長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号 20 と番号 21 については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 採決を続けます。議案第 5 号中、番号 20 と番号 21 以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第 5 号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 8、議案第 6 号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案 6 号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件について、農地台帳登載申請があり、11月28日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありますか。

委員 11月28日に現地を確認しました。

申請地は住宅が建築されていましたが、家を解体した後、土地を耕し、農地として利用しており、現在は、白菜などの野菜を栽培しています。今後も耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明については農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行うこととなります。

番号1と2の案件について、11月26日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、12月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番について、質疑はありますか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また、11月26日、申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。4筆中1筆については、前回、令和3年の証明日以降に農地の一部を分筆してコンクリートで舗装し、農作業中の一時的な駐車場として使用していますが、奥の宅地への進入路としても使用されており、客観的に見ても、現況は道となっていました。よって、この1筆については納税猶予の対象地としての判断は難しいと考えます。外の3筆については、野菜の栽培を行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 続きまして3番、質疑はありますか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また12月18日、現地確認を申請者とおこないました。米やハウスでの野菜の栽培を行っており、しっ

かりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、現況が道である1筆を除いた土地について証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、現況が道である1筆を除いた土地について、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第8号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申請者から現況が山林化しているとの申出があり、地元農業委員と推進委員とで現地確認を行いました。

今回、申出地について、非農地判断の承認が得られましたら、所有者に「非農地通知」を発行するとともに、今後は農地法の適用対象外となります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 12月10日に現地確認をおこないました。申出地は山林化しており、農地に復元することが著しく困難であり、「非農地」と判断することに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、承認することに決しました。

議 長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号7に関連し、特別養護老人施設の建設に伴い、事業予定地間にある「道」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、代替道を寄附する予定です。また、地元土地改良区役員兼隣接者の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 申請地は、転用により特別養護老人施設の一部になることから、現在の「道」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。また、地元土地改良区役員の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:22)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

---

委 員 河村久仁彦

---

委 員 坂上宏

---